

令和6年3月5日

～医療的ケア児も対象に！～

タクシー利用券の給付と自動車燃料費助成を拡充します

港区では、歩行困難な障害者(児)の生活圏の拡大と経済的負担の軽減のために、タクシー利用券の給付と自動車燃料費の助成を行っています。

在宅で日常的に人工呼吸器や酸素吸入などの医療的ケアを受けている児童は、頻回な通院が必要な場合が多いことから、**医療的ケアを受けている児童も助成対象**に加えます。

また、令和4年11月に15年ぶりに東京23区でタクシー運賃の初乗り額が420円から500円に値上げされたことを受け、**タクシー利用券の給付額と自動車燃料費の助成額の双方の上限額を引き上げ**ます。

概要

■対象者の拡充

- ・令和6年4月から、医療的ケアを受けている児童も追加します。
- ・区で障害福祉サービスを利用して、新たに対象となる方には、令和6年3月に個別に通知を送付します。

所持手帳の種類	障害等の程度
身体障害者手帳	●下肢、体幹機能障害1～3級 ●視覚障害1～3級 ●内部障害1級 ●呼吸器機能障害1・3級
愛の手帳	1・2度
精神障害者福祉手帳	1級
新たに追加！	在宅において日常的に、次の医療的ケアを受けている児童
	<ul style="list-style-type: none"> ●人工呼吸器管理 ●中心静脈栄養（IVH） ●気管内挿管・気管切開 ●経管（経鼻・胃ろうを含む） ●鼻咽頭エアウェイ ●腸ろう・腸管栄養 ●酸素吸入 ●継続する透析（腹膜灌流を含む） ●6回／日以上以上の頻回の吸引 ●定期導尿3回／日以上（人工膀胱を含む） ●ネブライザー6回／日以上又は継続使用 ●人工肛門

■給付(助成額)の拡充

タクシー利用券の給付額と自動車燃料費の助成額について、それぞれの上限額を最大年間8,000円引き上げます。 ※タクシー利用券と燃料費助成の両方を申請することはできません。

申請時期	令和5年度	令和6年度
4～6月	44,000円	52,000円
7～9月	33,000円	39,000円
10～12月	22,000円	26,000円
1～3月	11,000円	13,000円